県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和元年6月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第4号

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則(平成13年岩手県規則第140号)の一部を次のよう に改正する。

改正前					改正後				
引表第16(第33条、第35条関係)				別表第16(第33条、第35条関係)					
		土壌の基	準値及び測定方法					土壌の基	準値及び測定方法
番号	健康有 害物質 の種類		測定方法		番	号	健康有 害物質 の種類	基準値	測定方法
[略]						「略〕			
2	[明各]		日本工業規格K0102の38に定め る方法(日本工業規格K0102の 38・1・1に定める方法を除く 。)			2	[略]		日本工業規格K0102の38に定め る方法(日本工業規格K0102の 38・1・1 <u>及び38の備考11</u> に定 める方法を除く。) <u>又は水質汚</u> <u>濁に係る環境基準について(昭</u> <u>和46年環境庁告示第59号)付表</u>
									1に掲げる方法
[略]]					[略]	 		
5	[略]		日本工業規格K0102の65・2に 定める方法(ただし、日本工業 規格K0102の65・2・6に定め る方法により塩分の濃度の高い 試料を測定する場合にあっては 、日本工業規格K0170-7の7 のa)又はb)に定める操作を行 うものとする。)			5	[略]		日本工業規格K0102の65・2 <u>(</u> 日本工業規格K0102の65・2・ 7を除く。)に定める方法(た だし、日本工業規格K0102の65 ・2・6に定める方法により塩 分の濃度の高い試料を測定する 場合にあっては、日本工業規格 K0170-7の7のa)又はb)に 定める操作を行うものとする。
[略]]					[略]			
7	[略]		水質汚濁に係る環境基準について (昭和46年環境庁告示第59号)付表1に掲げる方法			7	[略]		水質汚濁に係る環境基準について付表2に掲げる方法
8	[略]		水質汚濁に係る環境基準について付表2及び環境大臣が定める排水基準に係る検定方法付表3に掲げる方法			8	[略]		水質汚濁に係る環境基準について付表3及び環境大臣が定める 排水基準に係る検定方法付表3 に掲げる方法

9	[略]	水質汚濁に係る環境基準につい
		て <u>付表3</u> に掲げる方法
[略]		
20	[略]	水質汚濁に係る環境基準につい
		て <u>付表4</u> に掲げる方法
21	[略]	水質汚濁に係る環境基準につい
		て <u>付表5</u> の第1又は第2に掲げ
		る方法
22	[略]	水質汚濁に係る環境基準につい
		て <u>付表5</u> の第1又は第2に掲げ
		る方法
[略]		
26	[略]	日本工業規格 K 0102 の34・1 若
		しくは34・4に定める方法又は
		日本工業規格K0102の <u>34・1 c</u>)
		(<u>注(⁶)第3文</u> を除く。) に定め
		る方法(懸濁物質及びイオンク
		ロマトグラフ法で妨害となる物
		質が共存しない場合にあっては
		、これを省略することができる
		。)及び水質汚濁に係る環境基
		準について <u>付表6</u> に掲げる方法

9	[略]	水質汚濁に係る環境基準につい
		て <u>付表4</u> に掲げる方法
[略]		
20	[略]	水質汚濁に係る環境基準につい
		て <u>付表 5</u> に掲げる方法
21	[略]	水質汚濁に係る環境基準につい
		て <u>付表6</u> の第1又は第2に掲げ
		る方法
22	[略]	水質汚濁に係る環境基準につい
		て <u>付表6</u> の第1又は第2に掲げ
		る方法
[略]		
26	[略]	日本工業規格K0102の34・1 <u>(</u>
		日本工業規格K0102の34の備考
		<u>1を除く。)</u> 若しくは34・4 <u>(</u>
		妨害となる物質としてハロゲン
		化合物又はハロゲン化水素が多
		量に含まれる試料を測定する場
		合にあっては、蒸留試薬溶液と
		して、水約200ミリリットルに硫
		酸10ミリリットル、りん酸60ミ
		リリットル及び塩化ナトリウム
		10グラムを溶かした溶液とグリ
		セリン250ミリリットルを混合し
		、水を加えて1,000ミリリットル
		としたものを用い、日本工業規
		格K0170-6の6図2注記のア
		ルミニウム溶液のラインを追加
		<u>する。)</u> に定める方法又は日本
		工業規格K0102の <u>34・1・1 c)</u>
		(注(2)第3文及び日本工業規
		格K0102の34の備考1を除く。
)に定める方法(懸濁物質及び
		イオンクロマトグラフ法で妨害
		となる物質が共存しない <u>ことを</u>
		確認した場合にあっては、これ
		を省略することができる。)及
		び水質汚濁に係る環境基準につ
		いて <u>付表7</u> に掲げる方法
[略]		

28	[略]	水質汚濁に係る環境基準につい
		て <u>付表 7</u> に掲げる方法

[略]

別表第17(第33条、第35条関係)

地下水の基準値及び測定方法

4	П	健康有	++ >///- [-]-	Stricts LOV
番	号	害物質	基準値	測定方法
		の種類		
	[略]			Г
2	2	[略]		日本工業規格K0102の38・1・
				2及び38・2に定める方法、日
				本工業規格K0102の38・1・2
				及び38・3に定める方法 <u>又は</u> 日
				本工業規格K0102の38・1・2
				及び38・5に定める方法
	[略]			
4	4	[略]		日本工業規格K0102の65・2に
				定める方法(ただし、日本工業
				規格K0102の65・2・6に定め
				る方法により塩分の濃度の高い
				試料を測定する場合にあっては
				 、日本工業規格K0170-7の7
				のa)又はb)に定める操作を行
				うものとする。)
	[略]			<u> </u>
(6	[略]		水質汚濁に係る環境基準につい
				て <u>付表1</u> に掲げる方法
,	7	[略]		水質汚濁に係る環境基準につい
				 て <u>付表 2</u> に掲げる方法
8	8	[略]		水質汚濁に係る環境基準につい
				 て <u>付表3</u> に掲げる方法
	[略]			
1	.9	[略]		水質汚濁に係る環境基準につい
				て <u>付表 4</u> に掲げる方法

28	[略]	水質汚濁に係る環境基準につい
		て <u>付表8</u> に掲げる方法

[略]

別表第17(第33条、第35条関係)

地下水の基準値及び測定方法

	ı		
	健康有		
番号	害物質	基準値	測定方法
	の種類		
[略]			
2	[略]		日本工業規格K0102の38・1・
			2 (日本工業規格K0102の38の
			<u>備考11を除く。以下同じ。)</u> 及
			び38・2に定める方法、日本工
			業規格K0102の38・1・2及び
			38・3に定める方法 <u>、</u> 日本工業
			規格K0102の38・1・2及び38
			・5に定める方法 <u>又は水質汚濁</u>
			に係る環境基準について付表1
			<u>に掲げる方法</u>
[略]			
4	[略]		日本工業規格K0102の65・2 <u>(</u>
			日本工業規格K0102の65・2・
			<u>7を除く。)</u> に定める方法(た
			だし、日本工業規格K0102の65
			・2・6に定める方法により塩
			分の濃度の高い試料を測定する
			場合にあっては、日本工業規格
			K0170-7の7のa)又はb)に
			定める操作を行うものとする。
)
[略]			
6	[略]		水質汚濁に係る環境基準につい
			て <u>付表2</u> に掲げる方法
7	[略]		水質汚濁に係る環境基準につい
			て <u>付表3</u> に掲げる方法
8	[略]		水質汚濁に係る環境基準につい
			て <u>付表 4</u> に掲げる方法
[略]			
19	[略]		水質汚濁に係る環境基準につい
			て <u>付表 5</u> に掲げる方法

20	[略]	水質汚濁に係る環境基準につい
		て付表5の第1又は第2に掲げ
		る方法
21	[略]	水質汚濁に係る環境基準につい
		て <u>付表 5</u> の第1又は第2に掲げ
		る方法
[略]		
25	[略]	日本工業規格K0102の34・1若
		しくは34・4に定める方法又は
		日本工業規格K0102の34・1 c)
		 (注(⁶)第3文を除く。) に定め
		る方法(懸濁物質及びイオンク
		ロマトグラフ法で妨害となる物
		質が共存しない場合にあっては
		、これを省略することができる
		。)及び水質汚濁に係る環境基
		準について付表6に掲げる方法
[略]		
28	[略]	水質汚濁に係る環境基準につい
		て <u>付表7</u> に掲げる方法
i '		•

20	[略]	水質汚濁に係る環境基準につい
		て付表6の第1又は第2に掲げ
		る方法
21	[略]	水質汚濁に係る環境基準につい
		て付表6の第1又は第2に掲げ
		る方法
[略]		
25	[略]	日本工業規格K0102の34・1_
		日本工業規格K0102の34の備考
		1を除く。) 若しくは34・4_
		妨害となる物質としてハロゲン
		化合物又はハロゲン化水素が多
		量に含まれる試料を測定する場
		合にあっては、蒸留試薬溶液と
		して、水約200ミリリットルに荷
		酸10ミリリットル、りん酸60ミ
		リリットル及び塩化ナトリウム
		10グラムを溶かした溶液とグリ
		セリン250ミリリットルを混合し
		、水を加えて1,000ミリリット/
		としたものを用い、日本工業規
		格 K 0170 - 6 の 6 図 2 注記の7
		ルミニウム溶液のラインを追加
		する。) に定める方法又は日本
		工業規格K0102の <u>34・1・1 c</u>
		(注(2)第3文及び日本工業規
		<u>格K0102の34の備考1</u> を除く。
)に定める方法(懸濁物質及び
		イオンクロマトグラフ法で妨害
		となる物質が共存しないことを
		<u>確認した</u> 場合にあっては、こ∤
		を省略することができる。) 及
		び水質汚濁に係る環境基準につ
		いて <u>付表7</u> に掲げる方法
[略]		
28	[略]	水質汚濁に係る環境基準につい
		て付表8に掲げる方法

附則

この規則は、公布の日から施行する。